

## 公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 453 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 454 号）に示すとおりです。

### 1 工事の概要

(1) 工事名 令和 3 年度 県営畑地帯総合土地改良事業 中信平左岸地区

畑地かんがい監視・制御施設更新工事

(2) 工事の目的

本工事は、中信平左岸地区の畑地かんがい施設を一元管理するため、遠方監視施設の新設を行うとともに、老朽化及び無線設備規則の一部改正により使用できなくなる畑地かんがい監視・制御施設について、最新の基準や技術を踏まえた更新を行うことにより、生産性の維持と施設管理の合理化及び農家の利便性向上を図ることを目的とする。

(3) 工事内容

ア 工事内容は次のとおりとします。

(ア) 既存施設の調査・基本計画の検討

(イ) 施設詳細設計

(ウ) 施設更新工事

a 遠方監視施設の新設

b 散水制御施設

(a) 畑地かんがい散水制御（中央制御装置、制御盤、中継器）の更新

(b) 散水表示盤の新設

c 水管理施設

(a) 既存施設の制御盤への監視施設の増設又は新設

(b) 計測機器（水位計、流量計）の新設

イ 既存施設の調査・基本計画の検討

(ア) 現行で運用しているシステムの既存機器の状態を把握した上で、当掲示「1（3）ウ施設詳細設計」に記載の事項に対し具体的な対策を明示すること。

(イ) 既存施設（ポンプ制御盤、ゲート機側盤、除塵機側盤）への監視項目の通信機能増設については、機器構成及び既存設備との整合性や制御方法について十分注意を払うとともに、増設工事により既存の機能を損なわないよう検討すること。

(ウ) 本工事に適用する伝送回線の通信環境について調査、確認を行なうこと。

## ウ 施設詳細設計

施設詳細設計は、以下の項目について適合する最適な構造及び性能を有するとともに、経済性、応答性、信頼性、安定性、操作性及び長期耐久性能を踏まえ設計を行うものとする。

また、既存施設については調査結果を基に、本工事の施設が既存施設と一体となって最大限の効果を発揮するように設計をすること。

なお、工事箇所等については、「別図1位置図」及び「別図2システム概要図（参考）」を参照のこと。

### (ア) 設計基本事項

#### a 共通事項

- (a) 総合的な経済性、応答性及び信頼性等により、最適な伝送回線を選択すること。
- (b) 施設の故障や異常時の通報体制及びデータ保存が確実であること。
- (c) 設置される環境に十分耐え、耐久性が高いこと。
- (d) 人体・固形物体及び水の進入に対し、適切な機器の保護を図ること。
- (e) 施設各部の操作が容易かつ的確に行えること。
- (f) 一部の故障が全体の機能に著しく影響を与えないこと。
- (g) 停電、落雷に対し対策を図ること。
- (h) 施設各部の保守点検が容易であり、これに際して危険がないこと。
- (i) 維持管理費が安価であること。
- (j) 故障、障害時に施設の早期復旧が図れること。
- (k) 汎用品、互換性等を考慮した機器、部品を主体とした構成とすること。
- (l) 拡張性に優れ、拡張に要する費用が安価であること。
- (m) データ伝送におけるセキュリティが確保されていること。

#### b 遠方操作施設

- (a) 機器は連続稼働に耐えられる性能を有すること。
- (b) 障害対策のため、機器及びシステム等の冗長化を図ること。
- (c) 施設や携帯端末等による監視・制御項目の操作画面及び機能等について提案すること。
- (d) データは長期保存を可能とし、必要時に出力が可能となる機能を有すること。

#### c 散水制御施設

- (a) 既設のグラフィックパネルについて、本施設と併せて有効活用ができるようにすること。
- (b) 現行施設は、散水状況を示す施設がないため、各散水区内に散水表示盤を設置し、必要台数、表示項目、表示方法及び機能等について提案すること。

#### d 水管理施設

- (a) 将来の計測機器増設にも対応できるよう拡張性に配慮すること。
- (b) 計測機器の設置位置は、周辺環境により測定に影響がある場所を避けるものとし、保守、点検等の作業に配慮すること。
- (c) 計測機器は、必要とする精度、測定範囲に適合したものであること。

#### e 据付調整工事

- (a) 効率的な施設の運用が図れるような機器の配置とすること。
  - (b) 既存施設の運用に支障が生じないようにすること。
  - (c) 機器間の配線系統図等により使用する配線ケーブルを明確にした上で、配線方法等を決定し配線図を作成すること。
- f 申請書類作成
- 本工事や施設運用に係る受電及び通信等の許認可が必要となる場合は、申請書類一式を作成するとともに、施設が運用できるよう申請手続きを行なうこと。
- (イ) 信頼性向上の検討
- 信頼性を確保するため、次の事項について検討すること。
- a 障害対策
  - b 停電、落雷対策
  - c 機器、部品の耐久性
- (ウ) 機器の一般構造等
- a 構造
- 施設を構成する機器等については、次の事項を満足するものとし、既存施設の機能増設を行う箇所についても、同様に十分考慮すること。
- (a) 施設の機器構成に基づき、単位機能ごとにできるだけブロック化して組み立てるものとし、各機器は操作及び保守が容易な構造とすること。
  - (b) 機器の組立構造は、原則としてユニット組立とし、機器の接続はプラグイン方式又はこれに準ずる接続方式とすること。  
なお、プラグ等の接続部分は接触不良が生じないように、その構造・材料等について配慮すること。
  - (c) 各機器の操作機構部は操作の種類、順序及び操作等が容易な配列構造とし、操作スイッチの重要度に応じ誤操作が生じないように配慮すること。
  - (d) 堅牢にして長期の使用に耐えられるものとし、信頼性及び操作性を損なうことなく、極力小型、軽量とすること。
  - (e) 各機器は十分な剛性を有し、振動、衝撃に対して安全であり、法令、基準等で定められた自然条件その他想定されるすべての条件に対して強度的に安全であること。
  - (f) 各機器は床面、壁面等に強固に固定するものとし、特に耐震対策について十分考慮すること。
  - (g) 凍結、結露、粉塵、小動物の進入等が想定される箇所については、その防護について十分考慮すること。
  - (h) 周囲温度、湿度、振動、ノイズ、雷等の影響が想定される箇所については、その防護について十分考慮すること。
  - (i) 本地域は雷が多く、電磁弁側からの誘導雷による機器の被害が多く発生しているため、電源線及び通信線等からの誘導雷に対して十分考慮し、雷サージからの機器類の保護対策を行うこと。
  - (j) 盤構造のものは鋼板又はステンレス製とし、保守点検は前面又は後面から行える

ものとする。

(k) 故障や障害時に、機器等を工場等へ持ち帰り対応することなく、現地での修理や部品交換等により早期復旧が行えるよう十分考慮すること。

(1) システム全体の機器に共通性を持たせ、故障や障害時に予備品との交換等により対応できるよう十分配慮すること。

b 環境条件

| 設置場所 | 温度 °C    | 湿度 %    |
|------|----------|---------|
| 屋 外  | -15 ~ 40 | 30 ~ 90 |
| 屋 内  | 0 ~ 40   | 45 ~ 85 |

c 使用材料等

本工事に使用する材料等は、特に指定するものを除き、J I S規格品又は同等以上のものを使用すること。

d 塗装

(a) 塗装色は色見本等により承諾を得るものとする。

(b) 屋外に設置される中継器等の機器類については、形状、彩色について周囲の景観を阻害しないよう配慮すること。

e 表示及び表示器

各機器に使用する表示灯及び表示器はL E Dを原則とする。

f 注意表示及び銘板等

危険箇所等注意喚起の表示を分かりやすく明記するとともに、主要機器等については製品情報を表示すること。

(エ) 機器構成

各施設の機器構成は別表1「機器構成一覧表」を参考とする。

(オ) 遠方監視施設

a 施設概要

散水制御、幹線用水路関連施設、揚水機場、加圧機場、除塵機等の監視項目のデータ収集、表示及び記録を行うための機器であり長野県中信平左岸土地改良区事務所に設置する。

散水制御盤故障時等の緊急時のバックアップとして本施設から散水制御が行えるものとし、遠方監視項目データの閲覧及び緊急時の散水制御は、携帯端末等においても可能なものとする。

また、本施設と外部ネットワーク接続時のネットワーク上の脅威に対する対策を講じること。

b 各種機能

(a) データ処理

収集したデータを遠方監視施設に集約し、毎定時ごとの日報データ、日報データを基に月報・年報データを作成して蓄積する。

データは長期保存を可能とし、必要時に出力ができるようにすること。

(b) 状態表示機能

施設ごとの監視項目について、計測値、運転状況、異常発生状況を模式図画面（フローシート）及び帳票画面にて確認できるものとする。

(c) トレンドグラフ機能

水位、流量の計測値等の時系列変化を蓄積し、トレンドグラフを表示すること。

(d) 帳票機能

監視項目より、日報、月報、年報の帳票作成ができること。

帳票データ（CSV、帳票フォーマットのエクセル等）のエクスポートができること。また、PDF変換ができること。

(e) 警報表示・警報履歴表示

発生中又は、過去に発生した異常信号を時系列に一覧表示できること。

(f) マルチ画面表示

表示画面を任意に配置し、複数画面を同時表示できるものとする。

(g) メール通報機能

機器故障や警報が発生した時には、発生／復帰のメール通報を行えることとする。

通報先登録は50件以上、通報グループ登録は10個以上とし、通報禁止時間帯を設定できること。

c 監視項目

監視項目については、別表2「施設監視項目一覧表（参考）」の信号点数を参考とし、詳細は協議の上、決定するものとする。

d 機器仕様

(a) 遠方監視装置

子局の通信機器とデータ送受信を行い、データ収集、表示及び記録を行うための機器である。

機器は連続稼働に耐えられる性能を有し、信頼性、可用性、保全性を向上させるためのRAS機能を有するものとする。

(b) 大型ディスプレイ

水管理監視画面及び散水制御の状態を表示するための機器であり、複数施設管理が行えるよう2画面配置すること。

地図及び模式図等を表示し、複数の人員が監視可能な画面サイズ（50型以上）及び解像度とすること。

(c) 無停電電源装置（UPS）

停電時に機器への電源供給するための機器であり、予期せぬ電源障害からパソコン等を保護するための機器とする。

接続機器の電源容量、バックアップ時間、自動シャットダウンの有無等を考慮し最適な規格とすること。

(カ) 散水制御施設

a 施設概要

散水制御を行うために必要な中央制御装置、制御盤、中継盤の更新及び散水表示盤等

の新設を行うものである。

各工区の中央制御装置及び制御盤にて、該当する散水区の散水制御設定を行うための機器とする。

制御盤と散水区等の伝送回線については、現行伝送回線の踏襲を条件とするものではなく、最新の基準や技術を踏まえ、管理制御に必要なデータの送受信が可能で、構成機器を含む総合的な経済性や、応答性、信頼性等により、最適な伝送回線の選択を検討すること。

また、各散水弁及び埋設ケーブル等は既設を使用するものとするが、移設等が生じた場合はこの限りでない。

b 機器仕様

(a) 制御盤

該当する散水区の散水弁開閉制御を行うための機器であり、散水グループ設定、動作順序設定及び休止設定等の設定登録できる機能を有するものとする。

また、該当する散水区の散水弁の現在状況を表示できるものとする。

(b) 中央制御装置

各工区の中央管理所に設置し、該当する工区内における中継器等の散水制御設定及び各散水区に属する散水弁の現在状況の表示を一括又は単体ごとに行えるものとする。

また、該当する工区の各散水区の散水弁の現在状況を表示できるものとする。

(c) 大型ディスプレイ

中央管理所に設置し、地図及び模式図等を用いて散水弁の位置や開閉の状態等を監視するための機器である。

また、複数の人員による監視が可能な画面サイズ（65 型以上）及び解像度とすること。

(d) 無停電電源装置（UPS）

1（3）ウ（オ）d（c）に同じ

(e) 中継盤

接続された散水弁の開閉制御を行うための機器であり、散水グループ設定、動作順序設定及び休止設定等の設定登録できる機能を有するものとする。

また、手動での開閉操作ができる機能を有するものとする。

中央制御盤及び監視卓との通信機能を有し、施設によっては揚水機場等の諸データを伝送する機能も有するものとする。

(f) 散水表示盤

該当する散水区の現在の散水グループ番号及び次回の散水グループ番号等を表示するための機器とする。

(g) 耐雷トランス

各盤の電源部から侵入する雷サージ対策用の雷保護装置とする。

(キ) 水管理施設

a 施設概要

幹線水路関連施設、揚水機場、加圧機場、除塵機等の諸データを監視するために必要な通信機盤、水位計等を新設するものである。

諸データを一元管理できるものとし、散水表示盤に必要な諸データの受け渡しを行えるものとする。

また、前項の散水制御施設からも水管理に必要な諸データを通信にて渡すものとする。

遠方監視施設と通信機盤の伝送回線については、最新の基準や技術を踏まえ、管理制御に必要なデータの送受信が可能で、構成機器を含む総合的な経済性や、応答性、信頼性等により、最適な伝送回線の選択を検討すること。

#### b 機器仕様

##### (a) 通信機盤

幹線水路関係施設、揚水機場、加圧機場、除塵機等の諸データを遠方監視施設に伝送するための機器である。

また、散水表示盤へのデータ受け渡しの機能を有するものとする。

調整池等の流入量を確認する施設等においては、手動弁の開度を手入力できる機能を有し、開度と水位から、分水流量を演算する機能を有すること。

##### (b) 既設盤機能増設

揚水機場、加圧機場、除塵機等の既設盤からの通信機器への運転信号や故障信号を取り出すための機能増設を行うものとする。

##### (c) 調整池水位計

調整池等の水位を測定するための機器とする。

##### (d) 水路水位計

開水路の水位を測定するための機器とする。

##### (e) 超音波流量計

管路の流量を測定するための機器とする。

##### (f) 耐雷トランス

1 (3) ウ (カ) b (g) に同じ

##### (g) 引込開閉器盤

電力メータ等を収納するための機器とする。

#### エ 施設更新工事

(ア) 詳細設計について、発注者の承認を得た上で畑地かんがい監視・制御施設の更新工事を行う。

(イ) 本工事实施に必要な仮設については、技術提案時に費用も含めて提案すること。

(ウ) 本工事により不要となる機器、装置等は適正な処分を行なうものとする。

(エ) 本工事における機器の製作及びソフトウェアの開発に関し、特許権、その他第三者の所有する権利の対象となるものを仕様する場合は、すべて受注者の責任において処理するものとする。

#### オ その他

(ア) 機器の据付調整完了後、本施設の完成を確認する試験を行うものとする。

- (イ) 本施設の機器の取扱い及び監視、制御方法についての説明会を開催するものとする。  
なお、説明会資料については、必要部数を受注者で用意するものとする。
- (ウ) 本施設の取扱説明書は、完成図書のほか、施設用に印刷物を5部作成し提出するものとする。
- (エ) 施設のOSやソフトウェア等のアップデートは即時に反映できるものとする。
- (オ) 施設のリカバリソフトウェア等に関する納品方法については、既存施設の維持管理状況を考慮し、協議の上定めるものとする。
- (カ) 受注者は、施設運用の説明会と併せ、本施設の保守・点検が常に適切に行えるよう、保守点検について取りまとめ、管理予定者である長野県中信平左岸土地改良区に説明を行うものとする。  
保守点検の取りまとめについては、施設、機器別に必要な点検項目（法定、日常、定期、臨時等）、機器の更新、部品や消耗品の交換、OSやソフトウェアのアップデート等の頻度及び費用等、必要な事項を整理するものとする。  
なお、説明資料については、必要部数を受注者で用意するものとする。
- (キ) 1（3）ウ「施設詳細設計」に記載のないものは、発注者及び長野県中信平左岸土地改良区と協議の上、決定するものとする。

(4) 技術提案を求める具体的内容

| テーマ        | 具体的内容   |
|------------|---|
| ランニングコスト   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年間で1サイクルとする電気代、通信費用、保守点検費用及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めたランニングコスト。</li> <li>・施設の長寿命化対策。</li> </ul>   |
| 施設の信頼性・安定性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風雨、地震、雷等の災害時に強い性能。災害時等でも安定した運用の図られる対策。</li> <li>・操作性の容易さ。情報収集、情報発信における業務の効率化。応答性・信頼性が優れていること。</li> <li>・情報漏洩の防止など機密性の確保の対策。</li> </ul> |
| メンテナンスの対応  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・修理部品の長期間保証。</li> <li>・汎用品、互換性等を考慮した機器、部品を主体とした提案。</li> </ul>  |
| 故障時の緊急対応   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に早急な対応ができる支援体制。</li> <li>・故障時の受付対応、障害時の復旧速度。</li> </ul>  |

(5) 履行期限 令和6年3月8日まで（債務負担行為設定済）

(6) 工事实施上の要件

ア 本工事の実施に当たっては、長野県農政部制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、「土木工事現場必携」、「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」を適用する。

施工管理は農林水産省「施設機械工事等施工管理基準」（以下「管理基準」という。）を長野県に読み替え使用し、検査は管理基準の規格値を用いて「長野県建設工事検査要綱」により行うものとする。

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、当掲示「1 工事の概要」及び特定者の技術提案書



により構成されるものとする。

- イ 既存施設に関わる資料は貸与する。設計委託成果品はありません。
- ウ 散水制御施設については、現行施設が無線設備規則の一部改正により令和4年12月から使用ができなくなるため、令和5年2月18日までに完成させ、本工事施設により散水が可能なものとする。
- エ かんがいを行う3月から10月にかけて既存機器が使用されるため、機器の停止等により営農に支障が生じないよう工事を実施すること。  
やむを得ず既設機器を停止させる必要がある場合は、発注者及び長野県中信平左岸土地改良区と工程及び施工条件等について協議を行うこと。
- オ 本工事において適用する規格等は共通仕様書第1章1-1-51の1、第2章2-1-1の3、第12章12-1-2の1、第13章13-1-2の2による諸法令及び技術基準に基づくほか、次の各号に掲げる法令、規格、基準等に適合するものとし、最新版を使用すること。
  - (ア) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）及び関係規則
  - (イ) 長野県土木工事共通仕様書
  - (ウ) 雷害対策設計施工要領（案）
  - (エ) 国土交通省電気通信設備工事共通仕様書
  - (オ) 建築設備耐震設計・施工指針2014年版
  - (カ) その他関係法令及び基準
- カ 工事実施における留意事項
  - (ア) 機器据付工事  
機器は床面、壁面あるいは柱等の構造物に強固に固定するものとし、耐震性及び耐風性等を十分考慮して施工すること。  
また、防水及び防爆性等に十分注意して施工すること。
  - (イ) 配線工事
    - a 配線は安全性、保守性及び電力線からのノイズ誘導防止を配慮して布設すること。
    - b 配線ケーブル布設の際は、無理な力が加わらないように、曲げ半径、絡み等に注意して整然と布設すること。  
また、防水及び防爆性等に十分注意して施工すること。
  - (ウ) 既設構造物の補修  
据付及び配線等の工事で、構造物にはつりあるいは溶接等を行う場合は、既設構造物の状況を十分調査の上で施工するものとし、施工後は速やかに補修しなければならない。
  - (エ) 拡張性への配慮  
機器据付及びケーブル工事等に当たっては、将来の機器増設等にも対応できるように、機器や配線相互の間隔等について余裕をもった施工を行うよう配慮すること。
  - (オ) 調整  
施設が完全にその機能を発揮するよう、各機器及びシステムの調整を行うこと。  
調整は機器の単体調整及び施設全体の総合調整試験を行うものとする。  
調整を行うに当たって、やむを得ず既設機器を停止させる必要がある場合は、発注者及び長野県中信平左岸土地改良区と工程及び施工条件等について協議を行うこと。

a 単体調整

機器ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を発注者に提出し確認を受けるものとする。

b 総合調整

試験、調整項目及び日程を記入した計画書を発注者に提出し、承認後に技術者により、性能が十分得られるよう施設の総合的な運転試験及び調整を入念に実施するものとする。

施設の調整完了後、試験データ及び調整結果を発注者に提出し確認を受けるものとする。

(カ) 既設機器等の保護

周辺既設機器等の保護については、本工事の施工に当たりトラブルの無いように十分な検討及び調査を行うこと。

本工事の施工により損傷の恐れがある周辺既設機器等は、適切な養生を必ず行うこと。

なお、周辺既設機器等に受注者の責により損害を与えた場合は、受注者の責任において、本県の承認する方法及び期間内に補修等を行うものとする。

キ 本工事は電子納品対象工事であり、電子納品の範囲等については協議により決定する。

ク 本工事完了に伴い、工事に係る完成図書及び施工図のほか、既設設備図面と併せた管理用図書（操作取扱要領概要版・詳細版を含む）を提出するものとする。管理用図書に含める既設設備の範囲は協議により決定する。

(7) 工事予算額 概ね4億6千2百万円 (上限額 消費税込み)

## 2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 電気通信工事について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が820点以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ）第3条の規定により電気通信工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (5) 建設業法第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第32条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札

に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

- (11) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 同種または類似の工事の実績を有すること。  
水管理制御設備の新設又は更新工事の実績を有していること。「同種又は類似の工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成18年4月1日から掲示日の前日までに完了した工事が該当する。
- (13) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。  
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、（ア）については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）  
（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。  
（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
- イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
- ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
- エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
- オ 事業協同組合とその構成員
- (15) 滞納している県税等徴収金がないこと。

### 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式  
様式2号による。
- (2) 参加要件資料の作成様式  
様式3号による。
- (3) 参加要件資料記載上の留意事項
- ア 業種その他許可状況  
入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無、本店または営業所の所在地を記載すること。
- イ 保有する技術職員の状況  
参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記載すること。
- ウ 同種または類似工事の実績  
（ア）会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。  
（イ）「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成18年4月1日から掲示日の前日までに完了した工事が該当する。

(ウ)「工事実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象工事において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該工事の実施体制

(ア) 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記載すること。

(イ)「最近5年間の主な工事経歴」は、平成28年4月1日から掲示日の前日までに完成した工事が該当する。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-0852 長野県松本市大字島立 1020

長野県松本地域振興局 農地整備課 水利係

担 当 村瀬敏、小澤寿史

電 話 0263-40-1922（直通）

ファクシミリ 0263-47-7823

電子メール matsuchi-nochi@pref.nagano.lg.jp

(5) 事業計画の閲覧

ア 中信平左岸地区事業計画概要書その他関係図書については、長野県松本地域振興局農地整備課において閲覧可能です。

閲覧希望者は、3の(4)の問い合わせ先に令和3年8月11日水曜日午後5時までに連絡（ファクシミリ又は電子メール）してください。なお、ファクシミリ又は電子メールが到達したことを、電話で3の(4)の担当者に確認してください。

なお、閲覧を希望する方の勤務先又は居住地为緊急事態措置及び蔓延防止等重点措置の地域等に該当する場合は、日程や閲覧場所の調整等を行いますので、その旨をあわせて連絡ください。

イ 閲覧を行う場合、新型コロナウイルスの感染を広げないために、基本的な感染防止対策を徹底し、人との接触機会をできるだけ少なくして来庁するようにしてください。

※長野県では7月22日から8月22日までを「感染対策強化期間」としています。長野県における新型コロナウイルス感染症の対応方針等は、長野県ホームページに掲載されていますので、最新の情報を御確認ください。

ウ 閲覧当日は、検温、受付票の記入とあわせ、閲覧前2週間の体調や行動歴、渡航状況等の確認を行いますので御協力ください。確認状況によっては閲覧をお断りする場合があります。

エ 閲覧は2人以下で短時間となるよう御協力ください。

オ 閲覧の10日前から当日までに体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の以上などを自覚した場合）は、閲覧を御遠慮ください。

(6) 既存施設の現場確認

既存施設の設置状況については、次のとおり現地説明会を開催します。

参加希望者は、3の(4)の問い合わせ先に令和3年8月11日水曜日午後5時までに連絡（ファクシミリ又は電子メール）の上参加してください。ただし、会場の都合により、参加者は1社当たり2名以内とします。なお、ファクシミリ又は電子メールが到達したことを、電話で3の(4)の担当者に確認してください。

なお、新型コロナウイルス感染の状況により現場説明会を中止する場合があります。

ア 日 時：令和3年8月17日 火曜日 午後1時30分から

イ 集合場所：長野県中信平左岸土地改良区 長野県安曇野市三郷温 4776-2

※10分前までに長野県中信平左岸土地改良区に集合してください。

ウ 確認箇所：長野県中信平左岸土地改良区、第3管理工区中央制御室、中継器及び調整池

※現場の移動手段については、各参加者で対応願います。

※現場確認後、質問がある場合は、4の(4)に記載のとおりとします。時間の都合により、当日の質問受付はありません。

(7) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年8月24日 火曜日

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

(8) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(15)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

| 審査項目               | 審査事項                           | 審査の視点   |
|--------------------|--------------------------------|---|
| 1 参加資格要件<br>(会社)   | ・入札参加資格<br>・資格総合点数<br>・特定建設業許可 | ・電気通信工事の入札参加資格を有しているか<br>・資格総合点数は要件を満たしているか<br>・特定建設業の許可を有しているか |
| 2 営業所の所在地          | ・なし                            | ・なし   |
| 3 同種又は類似の工事の実績(会社) | ・同種又は類似<br>工事の内容               | ・当該工事の内容に近い工事の実績があるか  |
| 4 配置予定の技術者         | ・主任(監理)技術者<br>の状況              | ・建設業法において、必要とされる資格を有しているか                                       |
| 5 県工事の契約実績         | ・なし                            | ・なし   |

(9) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、長野県松本地域振興局長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、長野県松本地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に書面により行います。

- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
  - (ア) 受付場所 3 (4) に同じ。
  - (イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
  - (ウ) 受付方法 原則としてファクシミリ (回答を受ける担当者名、電話番号及びファクシミリ番号を併記すること) とします。なお、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。
  - (エ) 回答方法 原則としてファクシミリによる。

(10) その他の留意事項

- ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加表明書の提出をした業者名 (参加要件資料審査結果表) は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

なお、技術提案における「ランニングコスト」の費用については、維持管理計画 (別添様式1～3) により作成するものとします。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

- ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等  
主な業務経歴は揭示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。(平成18年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務。)
- イ 技術提案  
求められた技術提案について簡潔に記載すること。
- ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。
- エ 工事に係る費用とその内訳
  - (ア) 様式は自由とする。
  - (イ) 必要な内訳についての詳細提示を求めることがある。
  - (ウ) 費用の積算にあたっては、労務単価、資材等県が公表している価格については、これを使用する。
- オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ア 受付場所 3 (4) に同じ。
- イ 受付期間 揭示の日から令和3年8月24日 火曜日まで。  
(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
- ウ 受付方法 ファクシミリまたは電子メール等とします。
- エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和3年8月30日 月曜日)

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和3年9月3日 金曜日  
(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
- イ 提出場所 3(4)に同じ。
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参または郵送とします。  
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。
- オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ア 予定日 令和3年9月27日 月曜日(変更の場合があります。)
- イ 場所 長野県土地改良会館(詳細については決定次第連絡します。)
- ウ 時間 各者30分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)
- エ その他 ヒアリング用要約版資料(書式自由)を12部用意し、当日持参してください。  
ヒアリング時間内に説明可能な内容とし、プロジェクター等を使用したい場合は、事前に3(4)に問い合わせ、調整してください。  
新型コロナウイルス感染の状況によりヒアリングを延長、変更等する場合があります。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)  
ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

- ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合  
イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

| 評価項目                  | 評価事項          |            | 評価の視点  |
|-----------------------|---------------|------------|--|
| 配置予定の技術者の資格等<br>(10点) | 主任(監理)<br>技術者 | 資格         | 専門分野の資格を有しているか   |
|                       |               | 同種・類似工事の実績 | 豊富な同種・類似工事の実績を有しているか   |
| 費用<br>(45点)           | 費用の妥当性        |            | 予算を超過しない範囲における経済性を評価<br>価格点=配点×最低価格/提案価格<br>[小数点以下第3位四捨五入2位止め]                           |
| 技術提案の内容<br>(40点)      | ランニングコスト      |            | ・電気代、通信費用、保守点検費用、及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めたランニングコストが明確であり、かつ安価であるか<br>・施設の長期に渡る使用に十分配慮されているか |

|                        |              |  |
|------------------------|--------------|--|
|                        | システムの信頼性・安定性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風雨、地震等の災害時の影響が少ない、あるいは対策が講じられているか</li> <li>・操作性が容易で、情報収集、情報発信における業務の効率化が図られており、応答性・信頼性に優れているか</li> <li>・情報漏洩の防止など機密性の確保に優れているか</li> </ul> |
|                        | メンテナンスの対応    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間の部品ストックの保証があるか</li> <li>・汎用品、互換性を考慮した機器、部品を主体とした提案があるか</li> </ul>   |
|                        | 故障時の緊急対応     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間、通報を受けてから技術者が当該施設へ到着し、早急な復旧対応が行える体制が構築されているか</li> <li>・故障時の受付体制が構築されているか</li> <li>・障害時の復旧が早い</li> </ul>                                  |
| 技術提案の内容と施工の整合性<br>(5点) |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案の内容が十分検討され、充実度の高いシステムと施工の整合性が図られているか</li> <li>・その他中信平左岸土地改良区にとって有益と判断される提案があるか</li> </ul>  |

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県松本地域振興局長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定者への通知に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、長野県松本地域振興局長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、長野県松本地域振興局長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

(ウ) 受付方法 ファクシミリまたは電子メール等とします。

なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(エ) 回答方法 原則としてファクシミリによる。

(11) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を



した者に対して指名停止を行うことがあります。

## 5 その他

### (1) 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程（昭和 51 年 3 月 3 日付け 50 監第 590 号）による。）

### (2) 関連情報を入手するための窓口

3（4）に同じ

### (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

### (4) 技術提案書の補足資料がある場合には、4（6）のヒアリング時に提出することができます。

### (5) 発注者及び施設管理者は、受注者に対して助言や必要な情報提供を求めることがあります。